

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第八十五条第一項に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書、法第九十五条第五項に規定する公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨並びに法第九十九条第四項に規定する公告すべき貸借対照表の要旨の記載又は記録の方法は、この府令の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>(原則)</p> <p>第三条 貸借対照表及び損益計算書は、特定目的会社の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、附属明細書について準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第八十五条第一項に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書、法第九十五条第四項に規定する公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨並びに法第九十九条第三項に規定する公告すべき貸借対照表の要旨の記載方法は、この府令の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>(原則)</p> <p>第三条 貸借対照表及び損益計算書は、特定目的会社の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、附属明細書に準用する。</p>

(会計方針の注記等)

第四条 (略)

2 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載又は記録を要しない。

3 前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載又は記録の方法を変更したときについて準用する。

(注記の記載方法)

第五条 貸借対照表又は損益計算書に記載し、又は記録すべき注記は、貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載し、又は記録しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載し、又は記録することを妨げない。

2 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載し、又は記録しなければならない。

(追加情報の注記)

第六条 (略)

(金額の表示の単位)

第七条 貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に記載し、又は記録

(会計方針の注記等)

第四条 (略)

2 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。

3 前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときに準用する。

(注記の記載方法)

第五条 貸借対照表又は損益計算書に記載すべき注記は、貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

2 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。

(注記の追加)

第六条 (略)

(金額の表示の単位)

第七条 貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に記載すべき金額は

すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、法第八十五条第四項の規定により会計監査人の監査を受けるべき特定目的会社（以下「会計監査人存置会社」という。）にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することを妨げない。

（区分）

第八条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び資本の部を設け、各部にはその部の合計額を記載し、又は記録しなければならない。

（資産の部）

第九条 資産の部には、特定資産の部及びその他の資産の部を設け、各部にはその部の合計額を記載し、又は記録しなければならない。

（特定資産の部）

第十条 特定資産は、特定資産の部に記載し、又は記録しなければならない。

2 特定資産の部は、建物、買入指名金銭債権、信託の受益権その他の特定資産の部に記載し、又は記録すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

3 特定資産の部に記載し、又は記録すべき金銭債権であつて、次に掲げるものは、特別の科目を設けて記載し、又は記録しなければならない。

、千円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、法第八十五条第二項の規定により会計監査人の監査を受けるべき特定目的会社（以下「会計監査人存置会社」という。）にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することを妨げない。

（区分）

第八条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び資本の部を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならない。

（資産の部）

第九条 資産の部には、特定資産の部及びその他の資産の部を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならない。

（特定資産の部）

第十条 特定資産は、特定資産の部に記載しなければならない。

2 特定資産の部は、建物、買入指名金銭債権、信託の受益権その他の特定資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

3 特定資産の部に記載すべき金銭債権であつて、次に掲げるものは、特別の科目を設けて記載しなければならない。

一、二（略）

（特定資産の部に関する準用規定）

第十一条 第十五条並びに第十六条第一項及び第二項の規定は特定資産の部に記載し、又は記録すべき金銭債権について、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二条の規定は特定資産の部に記載し、又は記録すべき有形固定資産について、第二十四条及び第二十六条の規定は特定資産の部に記載し、又は記録すべき固定資産について、それぞれ準用する。

（その他の資産の部）

第十二条 特定資産以外の資産は、その他の資産の部に記載し、又は記録しなければならない。

2（略）

3 前項の各部分は、現金及び預金、受取手形、建物その他の資産の部に記載し、又は記録すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

（営業未収入金等）

第十三条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権（特定資産の部に記載し、又は記録すべきものを除く。以下同じ。）は、流動資産の部に記載し、又は記録しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、再生債権、更生債権

一、二（略）

（特定資産の部に関する準用規定）

第十一条 第十五条並びに第十六条第一項及び第二項の規定は特定資産の部に記載すべき金銭債権について、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二条の規定は特定資産の部に記載すべき有形固定資産について、第二十四条及び第二十六条の規定は特定資産の部に記載すべき固定資産について、それぞれ準用する。

（その他の資産の部）

第十二条 特定資産以外の資産は、その他の資産の部に記載しなければならない。

2（略）

3 前項の各部分は、現金及び預金、受取手形、建物その他の資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

（営業未収入金等）

第十三条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権（特定資産の部に記載すべきものを除く。以下同じ。）は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかかなものは、投資等の部に記載し、又は記録しなければならない。

(預金等)

第十四条 預金その他前条に掲げる金銭債権以外の金銭債権で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動資産の部に記載し、又は記録しなければならない。ただし、当初の履行期が一年を超えるもの又は超えると認められたものは、投資等の部に記載し、又は記録することができる。

(支配社員に対する金銭債権)

第十五条 支配社員に対する金銭債権で前二条の規定により流動資産の部に記載し、又は記録すべきものは、その金銭債権が属する科目ごとに、他の金銭債権と区別して記載し、又は記録しなければならない。ただし、その金銭債権が属する科目ごとに注記することを妨げない。

(取立不能の見込額)

第十六条 第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載し、又は記録しなければならない。ただし、取立不

で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかかなものは、投資等の部に記載しなければならない。

(預金等)

第十四条 預金その他前条に掲げる金銭債権以外の金銭債権で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の履行期が一年を超えるもの又は超えると認められたものは、投資等の部に記載することができる。

(支配社員に対する金銭債権)

第十五条 支配社員に対する金銭債権で前二条の規定により流動資産の部に記載すべきものは、その金銭債権が属する科目ごとに、他の金銭債権と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債権が属する科目ごとに注記することを妨げない。

(取立不能の見込額)

第十六条 第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額の

能の見込額を控除した残額のみを記載し、又は記録することを妨げない。

2 (略)

3 取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載し、又は記録することを妨げない。

(短期保有の株式等)

第十七条 市場価格のある株式及び社債(国債、地方債その他の債券を含む。以下同じ。)のうち、特定資産の部に属し資産流動化計画に従って決算期後一年以内に処分する目的で保有するものは、流動資産の部に記載し、又は記録しなければならない。ただし、当初一年を超えて保有する目的で取得したものは、投資等の部に記載し、又は記録することができる。

2 市場価格のある株式及び社債のうちその他の資産の部に属し時価の変動により利益を得る目的で保有するものは、流動資産の部に記載し、又は記録しなければならない。

3 決算期後一年以内に償還期限の到来する社債(前二項に規定する社債を除く。)は、流動資産の部に記載し、又は記録しなければならない。ただし、当初の償還期限が一年を超えるものは、投資等の部に記載し、又は記録することができる。

(自己の特定持分又は自己の優先出資)

第十八条 自己の特定持分又は自己の優先出資は、流動資産の部に特

みを記載することを妨げない。

2 (略)

3 取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(短期保有の株式等)

第十七条 市場価格のある株式及び社債(国債、地方債その他の債券を含む。以下同じ。)のうち、特定資産の部に属し資産流動化計画に従って決算期後一年以内に処分する目的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年を超えて保有する目的で取得したものは、投資等の部に記載することができる。

2 市場価格のある株式及び社債のうちその他の資産の部に属し時価の変動により利益を得る目的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。

3 決算期後一年以内に償還期限の到来する社債(前二項に規定する社債を除く。)は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の償還期限が一年を超えるものは、投資等の部に記載することができる。

(自己の特定持分又は自己の優先出資)

第十八条 自己の特定持分又は自己の優先出資は、流動資産の部に特

別の科目を設けて記載し、又は記録しなければならない。

(前払費用)

第十九条 費用の前払で決算期後一年以内に費用となるものは、流動資産の部に記載し、又は記録しなければならない。ただし、当初一年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資等の部に記載し、又は記録することができる。

(繰延税金資産)

第十九条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産の部に記載し、又は記録しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後一年以内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(時価が著しく低い場合の注記)

第二十条 (略)

2 前項の規定は、市場価格のある株式及び社債について準用する。

(有形固定資産の償却)

第二十一条 有形固定資産は、その資産が属する科目ごとに、減価償却累計額を控除する形式で記載し、又は記録しなければならない。ただし、減価償却累計額を控除した残額のみを記載し、又は記録す

別の科目を設けて記載しなければならない。

(前払費用)

第十九条 費用の前払で決算期後一年以内に費用となるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資等の部に記載することができる。

(繰延税金資産)

第十九条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後一年以内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(時価が著しく低い場合の注記)

第二十条 (略)

2 前項の規定は、市場価格のある株式及び社債に準用する。

(有形固定資産の償却)

第二十一条 有形固定資産は、その資産が属する科目ごとに、減価償却累計額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、減価償却累計額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

ることを妨げない。

2 (略)

3 減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載し、又は記録することを妨げない。

(建設中の有形固定資産等)

第二十二條 建設中又は製作中の有形固定資産は、特別の科目を設けて記載し、又は記録しなければならない。

(無形固定資産の償却)

第二十三條 無形固定資産については、償却額を控除した残額を記載し、又は記録しなければならない。

(所有権が留保された固定資産)

第二十六條 割賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額を注記しなければならない。ただし、他の資産又は他の債務と区別して記載し、又は記録するときは、この限りでない。

(長期前払費用)

第二十七條 第十九條の規定により流動資産の部に記載され、又は記録された費用の前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載し、又は記録しなければならない。

2 (略)

3 減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(建設中の有形固定資産等)

第二十二條 建設中又は製作中の有形固定資産は、特別の科目を設けて記載しなければならない。

(無形固定資産の償却)

第二十三條 無形固定資産については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

(所有権が留保された固定資産)

第二十六條 割賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額を注記しなければならない。ただし、他の資産又は他の債務と区別して記載するときは、この限りでない。

(長期前払費用)

第二十七條 第十九條の規定により流動資産の部に記載された費用の前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載しなければならない。

(長期繰延税金資産)

第二十七条の二 第十九条の二の規定により流動資産の部に記載され
又は記録された繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資等の部
に記載し、又は記録しなければならない。

(長期金銭債権)

第二十八条 第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載
され、又は記録された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記
載し、又は記録しなければならない。

2 第十五条及び第十六条の規定は、前項の金銭債権について準用す
る。

(長期保有の株式等)

第三十条 第十七条の規定により流動資産の部に記載され、又は記録
された株式及び社債以外の株式及び社債は、投資等の部に記載し、
又は記録しなければならない。

2 前項の規定は、市場価格のない株式及び社債並びに有限会社の社
員の持分その他出資による持分について準用する。

3 第十六条の規定は、前項の社債について準用する。

第三十二条 法第一百七十七条において準用する商法第二百八十六条、第二
百八十六条ノ四第一項、第二百八十六条ノ五及び第二百八十七条に

(長期繰延税金資産)

第二十七条の二 第十九条の二の規定により流動資産の部に記載され
た繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資等の部に記載しなけれ
ばならない。

(長期金銭債権)

第二十八条 第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載
された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記載しなければな
らない。

2 第十五条及び第十六条の規定は、前項の金銭債権に準用する。

(長期保有の株式等)

第三十条 第十七条の規定により流動資産の部に記載された株式及び
社債以外の株式及び社債は、投資等の部に記載しなければならない
。

2 前項の規定は、市場価格のない株式及び社債並びに有限会社の社
員の持分その他出資による持分について準用する。

3 第十六条の規定は、前項の社債に準用する。

第三十二条 法第一百七十七条において準用する商法第二百八十六条及び第
二百八十六条ノ四から第二百八十七条までに規定する金額について

規定する金額については、償却額を控除した残額を記載し、又は記録しなければならない。

(負債の部)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 前項の特定社債は、内容の異なる数種類の特定社債を発行する場合には、その種類ごとに記載し、又は記録しなければならない。

(営業未払金等)

第三十五条 営業未払金、支払手形その他営業取引によって生じた金銭債務は、流動負債の部に記載し、又は記録しなければならない。

(借入金等)

第三十六条 借入金その他前条に掲げる金銭債務以外の金銭債務で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動負債の部に記載し、又は記録しなければならない。

(支配社員に対する金銭債務)

第三十七条 支配社員に対する金銭債務で流動負債の部に記載し、又は記録すべきものは、その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載し、又は記録しなければならない。ただし、そ

は、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

(負債の部)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 前項の特定社債は、内容の異なる数種類の特定社債を発行する場合には、その種類ごとに記載しなければならない。

(営業未払金等)

第三十五条 営業未払金、支払手形その他営業取引によって生じた金銭債務は、流動負債の部に記載しなければならない。

(借入金等)

第三十六条 借入金その他前条に掲げる金銭債務以外の金銭債務で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動負債の部に記載しなければならない。

(支配社員に対する金銭債務)

第三十七条 支配社員に対する金銭債務で流動負債の部に記載すべきものは、その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債務が属する科目ご

の金銭債務が属する科目ごとに注記することを妨げない。

(繰延税金負債)

第三十七条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に
関連する繰延税金負債は、流動資産の部に記載し、又は記録しな
ければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決
算期後一年以内に取り崩されると認められるものについても、同様
とする。

(長期金銭債務)

第三十八条 第三十五条及び第三十六条の金銭債務以外の金銭債務は
、固定負債の部に記載し、又は記録しなければならぬ。

2 第三十七条の規定は、前項の金銭債務について準用する。

(長期繰延税金負債)

第三十八条の二 第三十七条の二の規定により流動負債の部に記載さ
れ、又は記録された繰延税金負債以外の繰延税金負債は、固定負債
の部に記載し、又は記録しなければならぬ。

(外貨建ての負債)

第四十一条 第三十一条の規定は、重要な負債が外貨建てである場合
にについて準用する。

とに注記することを妨げない。

(繰延税金負債)

第三十七条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に
関連する繰延税金負債は、流動資産の部に記載しなければならぬ
。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後一年以
内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(長期金銭債務)

第三十八条 第三十五条及び第三十六条の金銭債務以外の金銭債務は
、固定負債の部に記載しなければならぬ。

2 第三十七条の規定は、前項の金銭債務に準用する。

(長期繰延税金負債)

第三十八条の二 第三十七条の二の規定により流動負債の部に記載さ
れた繰延税金負債以外の繰延税金負債は、固定負債の部に記載しな
ければならぬ。

(外貨建ての負債)

第四十一条 第三十一条の規定は、重要な負債が外貨建てである場合
に準用する。

(引当金の部等)

- 第四十二条 法第七百七条において準用する商法第二百八十七条ノ二に規定する引当金は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、負債の部に別に引当金の部を設けて記載し、又は記録することができる。
- 2 前項の引当金は、その計上の目的を示す適当な名称を付して記載し、又は記録しなければならない。
- 3 第一項の引当金で、引当金の部に記載し、又は記録しないものについては、法第七百七条において準用する商法第二百八十七条ノ二に規定する引当金であることを注記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の記載方法)

第四十二条の二 第十九条の二の規定により流動資産の部に記載し、又は記録すべき繰延税金資産と第三十七条の二の規定により流動負債の部に記載し、又は記録すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載し、又は記録しなければならない。第二十七条の二の規定により投資等の部に記載し、又は記録すべき繰延税金資産と第三十八条の二の規定により固定負債の部に記載し、又は記録すべき繰延税金負債とがある場合について、同様とする。

(資本の部)

第四十三条 資本の部は、資本金及び剰余金の各部に区分しなければならない。

(引当金の部等)

- 第四十二条 法第七百七条において準用する商法第二百八十七条ノ二に規定する引当金は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、負債の部に別に引当金の部を設けて記載することができる。
- 2 前項の引当金は、その計上の目的を示す適当な名称を付して記載しなければならない。
- 3 第一項の引当金で、引当金の部に記載しないものについては、法第七百七条において準用する商法第二百八十七条ノ二に規定する引当金であることを注記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の記載方法)

第四十二条の二 第十九条の二の規定により流動資産の部に記載すべき繰延税金負債と第三十七条の二の規定により流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。第二十七条の二の規定により投資等の部に記載すべき繰延税金資産と第三十八条の二の規定により固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合について、同様とする。

(資本の部)

第四十三条 資本の部は、資本金及び剰余金の各部に区分しなければならない。

(削る)

2| 資産につき時価を付すものとした場合（法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項（これらの規定を法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。）の場合を除く。）には、その資産の評価差額金（当期利益又は当期損失として計上したものを除く。）は、前項の規定にかかわらず、資本の部に別に評価差額金の部を設けて記載し、又は記録しなければならぬ。

3| 法第百一条の二の超過額がある場合には、当該超過額は、第一項の規定にかかわらず、資本の部に別に減資剰余金の部を設けて記載し、又は記録しなければならぬ。

第四十四条 資本金の部は、特定資本金と優先資本金とを区分して記載し、又は記録しなければならぬ。

2 前項の優先資本金は、その内容の異なる数種類の優先出資を発行する場合には、その種類ごとに記載し、又は記録しなければならぬ。

3 剰余金の部には、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を記載し、又は記録し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならぬ。

4 (略)

2| 資本の欠損がある場合には、剰余金の部を欠損金の部としなければならぬ。

3| 資産につき時価を付すものとした場合（法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項（これらの規定を法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。）の場合を除く。）には、その資産の評価差額金（当期利益又は当期損失として計上したものを除く。）は、第一項の規定にかかわらず、資本の部に別に評価差額金の部を設けて記載しなければならぬ。

4| 法第百一条の二の超過額がある場合には、当該超過額は、第一項の規定にかかわらず、資本の部に別に減資剰余金の部を設けて記載しなければならぬ。

第四十四条 資本金の部は、特定資本金と優先資本金とを区分して記載しなければならぬ。

2 前項の優先資本金は、その内容の異なる数種類の優先出資を発行する場合には、その種類ごとに記載しなければならぬ。

3 剰余金の部又は欠損金の部には、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならぬ。

4 (略)

(資本の欠損の注記)

第四十四条の二 貸借対照表上の純資産額から第四十三条第二項の評価差額金を控除した額が、特定資本金及び優先資本金の合計額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。

(附属明細書)

第五十五条 附属明細書には、この府令で定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の記載又は記録を補足する重要な事項を記載しなければならない。

2 (略)

(注記部分の省略)

第五十七条 法第九十五条第五項又は法第九十九条第四項の規定により貸借対照表又は損益計算書を公告する場合には、この府令により記載し、又は記録した注記の部分の公告を省略することができる。ただし、第十六条第二項(第十一条、第二十八条第二項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)(の取立不能の見込額、第二十一条第二項(第十一条において準用する場合を含む。)(の減価償却累計額及び第四十五条の金額の注記については、この限りでない。

(貸借対照表の要旨)

(新設)

(附属明細書)

第五十五条 附属明細書には、この府令で定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の記載を補足する重要な事項を記載しなければならない。

2 (略)

(注記部分の省略)

第五十七条 法第九十五条第四項又は法第九十九条第三項の規定により貸借対照表又は損益計算書を公告する場合には、この府令により記載した注記の部分の公告を省略することができる。ただし、第十六条第二項(第十一条、第二十八条第二項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)(の取立不能の見込額、第二十一条第二項(第十一条において準用する場合を含む。)(の減価償却累計額及び第四十五条の金額の注記については、この限りでない。

(貸借対照表の要旨)

第五十八条 特定目的会社が法第九十五条第五項又は法第九十九条第四項の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、資産の部を特定資産及びその他の資産の各部に、その他の資産の部を更に流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に、固定資産の部を更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に、負債の部を流動負債及び固定負債並びに引当金の部を設けたときは引当金の各部に、資本の部を資本金及び剰余金並びに評価差額金の部を設けたときは評価差額金の各部に区分して、各部につきその合計額を記載し、又は記録し、剰余金の部に当期利益又は当期損失を付記しなければならない。ただし、これらの各部は区分し、又は細分して記載し、又は記録することを妨げない。

2 (略)

3 第一項の要旨には、第四十四条の二の差額並びに第四十五条の金額及び純資産額の注記をも記載し、又は記録しなければならない。

(会計監査人存置会社の損益計算書の要旨)

第五十九条 会計監査人存置会社が法第九十五条第五項の規定により公告すべき損益計算書の要旨には、営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用、経常利益又は経常損失、第五十一条の利益又は損失、税引前当期利益又は税引前当期損失、第五十二条第二項各号の額、当期利益又は当期損失、第五十三条第一項各号の額及び当期末処分利益又は当期末処理損失を記載しなければならない。ただし、営業外収益若しくは営業外費用又は第五十一条の利益若しくは損失

第五十八条 特定目的会社が法第九十五条第四項又は法第九十九条第三項の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、資産の部を特定資産及びその他の資産の各部に、その他の資産の部を更に流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に、固定資産の部を更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に、負債の部を流動負債及び固定負債並びに引当金の部を設けたときは引当金の各部に、資本の部を資本金及び剰余金又は欠損金の各部に区分して、各部につきその合計額を記載し、剰余金又は欠損金の部に当期利益又は当期損失を付記しなければならない。ただし、これらの各部は区分し、又は細分して記載することを妨げない。

2 (略)

3 第一項の要旨には、第四十五条の金額の注記をも記載しなければならない。

(会計監査人存置会社の損益計算書の要旨)

第五十九条 会計監査人存置会社が法第九十五条第四項の規定により公告すべき損益計算書の要旨には、営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用、経常利益又は経常損失、第五十一条の利益又は損失、税引前当期利益又は税引前当期損失、第五十二条第二項各号の額、当期利益又は当期損失、第五十三条第一項各号の額及び当期末処分利益又は当期末処理損失を記載しなければならない。ただし、営業外収益若しくは営業外費用又は第五十一条の利益若しくは損失

の額が重要でないときは、その各額の記載に代え、その差額を営業外損益又は特別損益として記載することができる。

2 (略)

(要旨の金額の表示の単位)

第六十条 会計監査人存置会社以外の特定目的会社の公告すべき貸借対照表の要旨に記載し、又は記録すべき金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、特定目的会社の財産の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

2 会計監査人存置会社の公告すべき貸借対照表又は損益計算書の要旨に記載し、又は記録すべき金額は、百万円未満又は一億円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、特定目的会社の財産又は損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

の額が重要でないときは、その各額の記載に代え、その差額を営業外損益又は特別損益として記載することができる。

2 (略)

(要旨の金額の表示の単位)

第六十条 会計監査人存置会社以外の特定目的会社の公告すべき貸借対照表の要旨に記載すべき金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、特定目的会社の財産の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

2 会計監査人存置会社の公告すべき貸借対照表又は損益計算書の要旨に記載すべき金額は、百万円未満又は一億円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、特定目的会社の財産又は損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。